行動憲章

一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会
２０２６年１０月１５日制定

一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会は、利用運送による国際貨物輸送及び関連事業の推進にあたり、以下の原則に基づき、我が国及び諸外国の関係法令、国際ルール並びにその精神を十分に尊重し、これを遵守するとともに、会員への周知徹底に努め、高い倫理観のもと社会的責任を果たし、広く公益の増進に貢献していく。

（持続可能な社会への貢献）
１．複雑化・不安定化する内外の情勢の下、国民生活や経済活動を支えるサプライチェーンの維持・確保に努め、国際物流の発展を通じて持続可能な社会の実現に資する。

（公正な事業慣行）
２． 公正、透明、自由な競争及び適正な取引を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

（人権の尊重）
３．すべての人々の人権を尊重する。

（働き方の改革、職場環境の充実）
４．役職員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

（環境問題への取り組み）
５．環境問題は人類共通の課題であり、社会における存在と活動に必須の要件と理解して、主体的に行動する。

（反社会的勢力との断絶）
６．反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じない。

（危機管理の徹底）
７．サイバー攻撃や自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

（情報の保護・管理）
８．個人情報や会員情報をはじめとする各種情報の保護・管理に万全な対策を行う。

以上